

荷主における電気の需要の最適化に資する措置に関する事業者の指針

平成 25 年 12 月 27 日経済産業省・国土交通省告示第 9 号（制定）

令和 5 年 3 月 31 日経済産業省・国土交通省告示第 1 号（一部改正）

荷主（自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させる者をいう。以下同じ。）は、エネルギーの使用の合理化を図るとともに、電気の需要の最適化（以下「電気需要最適化」という。）に資する措置の実施を図るものとする。

電気需要最適化を推進する必要があると認められる時間帯として経済産業大臣がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号。以下「法」という。）第 5 条第 3 項で指定する電気需要最適化時間帯は、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る系統電気（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する一般送配電事業者、同項第 11 号の 2 に規定する配電事業者及び同項第 13 号に規定する特定送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を通じて供給される電気（同項第 5 号ロに規定する接続供給により供給されるものを除く。）をいう。以下同じ。）が使用されるエリアにおいて、再生可能エネルギー電気の出力の抑制（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号）第 5 条第 1 項第 8 号の 4 イ又は第 14 条第 1 項第 8 号の出力の抑制をいい、以下単に「出力制御」という。）が行われている時間帯（以下「出力制御時」という。）及び電気の需給状況が厳しい時間帯（電力広域的運用推進機関（電気事業法第 28 条の 4 の広域的運営推進機関をいう。）が公表する広域エリアの予備率が 5 %未満の場合をいう。以下同じ。）とする。

荷主は、技術的かつ経済的に可能な範囲で 1 及び 2 に掲げる貨物輸送事業者に行わせる電気を使用した貨物の輸送に係る電気需要最適化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るものとする。

また、電気需要最適化時間帯のみならず、卸電力市場価格が低価格又は高価格になる時間帯等の電気の需給に係る状況の変動に応じて電気の需要量を増加又は減少させることに適した時間帯（以下「デマンドリスポンスの実施に適した時間帯」という。）においても電気需要最適化に資するよう、電気の需給に係る状況に応じて、適切かつ有効に系統電気の使用量の増加又は減少を図るものとする。

ただし、電気需要最適化に資する措置の中には、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換の効果を必ずしももたらさない措置もあることから、これらの措置を講じるに当たっては、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を著しく妨げるものがないよう留意するものとする。

なお、荷主が電気需要最適化に資する措置を実施するに当たっては、労働環境の悪化や従業員への負担の増加につながらないよう、十分留意するものとする。

1 電気需要最適化時間帯（デマンドリスポンスの実施に適した時間帯を含む。）を踏まえた系統電気を使用した貨物の輸送を行わせる時間の変更

1 - 1 電気需要最適化時間帯を踏まえた貨物の輸送の増加又は減少への協力

電気需要最適化時間帯を踏まえて貨物の輸送を増加又は減少させるため、荷主は、電気需要最適化時間帯を踏まえた荷送りの時間帯の見直しその他の貨物の輸送に係る電気需要最適化に資する貨物輸送事業者の取組への協力を検討すること。

1 - 2 電気需要最適化時間帯を踏まえた電気を使用する輸送用機械器具の充電時間の変更への協力

充電を要する電気を使用する輸送用機械器具に貨物を輸送させる場合には、荷主は、当該輸送用機械器具を使用する貨物輸送事業者が電気需要最適化時間帯を踏まえて充電時間の変更ができるよう、貨物の荷送りの時間帯の見直しを検討すること。

この場合において、電気を使用する輸送用機械器具の充電時間を電気需要最適化時間帯を踏まえて変更することも、系統電気を使用して貨物を輸送する時間の変更に準ずるものとして位置づけ、電気需要最適化に資する措置として実施することとする。

1－3 蓄電池の活用

電気を消費する輸送用機械器具の使用に当たっては、蓄電池を活用し、電気需要最適化時間帯を踏まえて系統電気の使用量を増加又は減少させることも、電気を消費する輸送用機械器具を使用する時間の変更に準ずるものとして位置づけ、電気需要最適化に資する措置として実施することとする。

ア．鉛蓄電池、ナトリウム硫黄電池、リチウムイオン電池等の蓄電池の導入を検討すること。

イ．蓄電池を新設又は更新する場合には、充放電効率が高い設備の採用を検討すること。

ウ．蓄電池を新設又は更新する場合には、電気需要最適化時間帯における電気の需要及び蓄電池の特性等を考慮し、適切な最大出力及び蓄電容量の設備を設置すること。

エ．電気需要最適化時間帯における電気の需要に対応するため、出力制御時において充電を行い、電気の需給状況が厳しい時間帯において効率的かつ効果的に放電を行い、電気を消費する輸送用機械器具の使用に充てるよう努めること。

オ．政府が電気の需給の逼迫を知らせる警報を発令する等、電気の需給状況が厳しくなることが予想される場合には、特に需給状況が厳しくなることが予想される時間帯に重点的に放電を行い、電気を消費する輸送用機械器具の使用に充てるよう努めること。

2 その他荷主が取り組むべき措置

2－1 エネルギーの使用の合理化に関する措置

電気の需給状況が厳しい時間帯において、電気を使用する輸送用機械器具を使用する貨物輸送事業者が貨物を輸送させる場合には、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する荷主の判断の基準（平成 18 年経済産業省・国土交通省告示第 4 号）に掲げる事項に重点的に取り組み、エネルギーの使用の合理化を図ることを通じて、電気需要最適化の促進に努めること。

2－2 着荷主としての取組

調達する貨物を自らの貨物として取扱う場合には、電気需要最適化時間帯を踏まえて貨物の受取りを増加又は減少させるため、荷主及び貨物輸送事業者に協力し、荷受けの時間帯の見直しを検討すること。

2－3 電気の需要の最適化に資する取組に関する情報の開示

法に基づく定期の報告における電気需要最適化評価原単位等に関する情報の開示について検討すること。